

指宿市ネーミングライツ導入ガイドライン（案）及びネーミングライツ導入対象施設一覧（案）に関するご意見及び市の考え方

No	該当ページ	ご意見	市の考え方
1	P.2	<p>「1 はじめに」の文中に、ネーミングライツ導入の根拠としての、「指宿市公共施設等総合管理計画」の「指宿市公共施設マネジメントの基本方針」にある「方針3 公共施設等の効率的な管理運営を目指します。（維持管理コストの最適化）」の考え方の文言を入れたらどうでしょう。</p> <p>現状では、「財源の確保」と言っているだけに聞こえます。</p>	<p>ネーミングライツの導入につきましては、維持管理コストの最適化につながる「新たな財源の確保」のほか、「市民サービスの向上」や「地域経済の活性化」に寄与することも目的としております。</p> <p>つきましては、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	P.5	<p>「6 契約期間」の「なお、愛称は・・・長期の期間を提案した法人等をより高く評価する・・・」は、その内容から「9-(2)-④」で記すべき事項だと思います。</p>	<p>ご指摘のあった文言につきましては、審査項目に関連する文章であるため、P.5「6 契約期間」から文言を削除し、P.8「9 選定方法」(2)-④に追記することとします。</p>
3	P.7	<p>審査委員会は、希望金額（ネーミングライツ料）の設定には関与しないのでしょうか。</p>	<p>ネーミングライツ料の希望金額を設定するに当たっては、庁内の関係部局での協議・調整を行った上で、設定することとします。</p>
4	P.9	<p>「9-(2)-①～⑥」では「配点」を配分しておいた方が、指宿市がどこに力点を置いているのか、応募者としてはどのような姿勢で臨めば良いのか、審査委員には選考に当たっての指針となると思います。</p>	<p>「9 選定方法」(2)において、審査ポイントの着眼点を記載させていただいているため、現時点におきまして、各項目における配点を公表する予定はございません。</p>
5	P.10	<p>「12 費用負担*1」に「・・・協議の上、可能な表示・・・」とありますが、この際に留意すべき事項として、「指宿市屋外広告物条例」、「指宿市景観計画」が、また、指宿市域の約3分の1は「霧島錦江湾国立公園」内にあり「自然公園法」がかかる可能性があります。従って、ここの部分は、もう少し丁寧に記述した方が良いと思います。</p>	<p>本ガイドラインは、ネーミングライツの導入に際し、基本的な考え方を定めるものでございます。</p> <p>ご指摘のあった点につきましては、募集する施設ごとに関連する項目が異なることから、本ガイドラインには記載せず、ネーミングライツの募集を行う際に、募集要項への記載を検討させていただきます。</p>

6	P.10	「15 契約の更新」 「・・・次回期間の契約・・・、優先的に交渉できる・・・」の「交渉」の時期は、次回期間の「公募に先立って」交渉できる（する）の意味でしょうか。	ご意見のとおり、次回期間の契約に先立って、契約更新について優先的に交渉できるという意味でございます。
7	P.10	また、現有業者を優遇するというのは、多くの業者に広く門戸を開けるとする観点では、いかがなものでしょうか。	ネーミングライツにつきましては、同一の愛称を長期にわたって使用することにより、市民等に親しまれていくものであり、短期間で愛称を変更することは、市民等の混乱を招くことにつながるかと考えています。 そのため、本市では、原案のとおり、次回期間の契約に関しては、契約更新について優先的に交渉できることとします。
8	P.4	「5—(1) 希望金額」は「希望ネーミングライツ料」とした方が、前後の用語と整合が取れます。	項目名は原案のとおりとさせていただきます。 なお、ご指摘のとおり前後の用語との整合を図るため、同項目「各施設のネーミングライツ料の金額は、・・・」を「各施設のネーミングライツ料の希望金額は、・・・」に修正いたします。
9	P.7	「8—(4) 募集要綱」は「要項」とする。一般的な役所用語では、議会の議決による「条例」、役所の内規である「要綱」、「要項」、「要領」、「指針」などがあると承知していますが、本「ガイドライン」を「要綱」と見なせば、ここは下位の用語である「要項」が適切と思います。	ご指摘のとおり、「8—(4) 募集要綱」を「8—(4) 募集要項」に修正いたします。
10	P.9	表中の「現状回復」は、ここでは「原状回復」ではありませんか。	ご指摘のとおり、表中「契約期間終了後の現状回復」を「契約期間終了後の原状回復」に修正いたします。
11	全体	指宿市は、市が市民や事業者・NPO等と協働して豊かな街づくりを目指す「〇〇計画」等を策定しており、それらには親しみやすいものとするためイラスト入りの「表紙」が付いているのが通常です。	いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

	<p>一方、本ガイドラインは、命名権の譲渡・使用に関する市の公募条件や応募する事業者やNPO等に対する制約条件等を規定したものです。</p> <p>これと性格が似たものに「指宿市条件付一般競争入札実施要綱」があり、これは「タイトルー内容ー附則」で構成され、特に「表紙」はありません。また、「愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン」も同様です。</p> <p>以上から、本ガイドラインの文書の在り方は、要綱や入札などの文書と同様なものにしたらどうでしょう。</p>	
--	---	--

※ 提出された意見等は、その意見等の趣旨から外れないように要約等してあります。